

横須賀老人ホーム

身体拘束等行動制限についての取扱要領

横須賀老人ホーム身体拘束等行動制限についての取扱要領

1 目的

横須賀老人ホームは「指定介護老人福祉施設の人員設備及び運営に関する基準」に基づき、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない介護を目指します。

2 拘束の種類と範囲

拘束とは、身体的拘束及び対応の拘束を言います。

(1) 身体的拘束とは、利用者の意思に反し、次のような形態を用いて行動を制限することを言います。

- ア 安全ベルト・紐等を使用し、車イスに固定すること
- イ 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
- ウ ベッド柵を4本使用し、ベッドから降りられないようにすること
- エ 介護服を使用し、着脱の自由を制限すること
- オ ミトン型手袋等はずせないように、手首を固定すること
- カ 日常生活を営むのに必要な居室等の入口をふさぎ、自由に出入りが出来ないようにすること
- キ 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること

(2) 対応の拘束とは、利用者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。

- ア 利用者に威圧的な言動、対応をすること
- イ 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと

3 日常のケアの見直し

(1) 拘束を行ってきた理由については、次の主な事由からです。

- ア 利用者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る
- イ 点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ
- ウ オムツを外しての不潔行為を防ぐ
- エ 他の利用者への暴力行為を防ぐ

以上により、拘束され制限された生活のなかで利用者の活動性は確実に低下し、廃用性症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、転倒もできない作られた寝たきり状態を作りだしていきます。

(2) 利用者が人間らしく活動的に生活するため次のことを目指します。

- ア 利用者の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- イ 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に拘束をしない介護の工夫を検討します。
- ウ 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

4 利用者及び家族等への説明

(1) 利用者及び家族等より、身体拘束等行動制限を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、転落予防・ケガの予防であっても拘束をしない介護を目指します。

(2) 拘束をしない介護の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、拘束をしない介護の取り組みをします。

5 緊急やむを得ず身体的拘束をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に身体的拘束を行う場合があります。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

6 身体的拘束を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、身体的拘束を行う場合は次の手続きにより行います。

- (1) 第一に他の代替策を検討します。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討をおこないます。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに、施設長・介護員・看護婦・生活相談員・医師・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、身体的拘束の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成します。
- (6) 実施にあたっては、別紙の通り、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成します。

7 身体的拘束を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、身体的拘束を行う場合は次の方法により行います。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- (2) 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- (3) 身体的拘束を行っている期間中は、別紙「身体的拘束に関する記録」にて状況の記録を作成します。
- (4) 身体的拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

8 記録

身体的拘束を行う際は記録を作成することとし、利用者との契約終了後2年間保管します。

- (1) 身体を拘束し行動制限を行っているとき、及び身体的拘束を行っていない状態のときに、転落や転倒等のけがや事故が発生した場合は、「出来事報告書」を作成します。
- (2) 利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を受けることができます。

9 横須賀老人ホーム拘束廃止検討委員会の設置

事業所内に横須賀老人ホーム拘束廃止検討委員を設置します。

- (1) 原則として月1回開催します。
- (2) ホーム内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
- (3) その間に発生した身体的拘束の状況、手続き、方法等について検討し、適正に行われているか確認します。
- (4) 事例を基に代替え策の検討を行い、利用者のサービスの向上に努めます。
- (5) 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、拘束を行わなくても、利用者の安全を守るために、職員に対しての研修を行っていきます。

横須賀老人ホーム入所にあたり、利用者に対して以上のとおり「横須賀老人ホーム身体拘束等行動制限についての取扱要領」について説明しました。

平成 年 月 日

<事業者> 住所 横須賀市野比5 - 5 - 6
事業者 横須賀老人ホーム
代表者 所長 宮川 美 敏 印
説明者 所属 横須賀老人ホーム介護課
氏名 印

私は、「横須賀老人ホーム身体拘束等行動制限についての取扱要領」について説明を受けました。

<利用者> 住所
氏名 印
<署名代行人> 住所
氏名 印
<身元引受人> 住所
氏名 印
<後見人等> 住所
氏名 印

身体的拘束に関する記録

身体的拘束発生日 平成 年 月 日
 カンファレンス 開催日 平成 年 月 日

利用者氏名			
原因となった利用者の身体的・精神的な状況又は事態			
代替え案の検討内容及び実施状況			
拘束等の内容・方法・場所			
実施開始時間		平成 年 月 日 ()	時 分
実施終了時間		平成 年 月 日 ()	時 分
実施者:		立会人:	終了判断者:
責任者への連絡	日時	責任者氏名	連絡者
家族への連絡	日時	家族氏名	連絡者
カンファレンス参加者			
検討内容			
今後の方針			
施設長の判断			